

12. 地球温暖化防止対策について

12-1. 貴社では、自らの環境に対する経営方針あるいは事業活動の中に、地球温暖化防止への取組みについて、どのように位置付け、取り組んでいますか。

重大な問題なので、できる限り地球温暖化の防止に努力するよう定め、実際に地球温暖化防止のための取組みを行っている

重大な問題だとは思いますが、不確実性も高く、可能な範囲で取り組むよう定めているが、具体的な取組みは行っていない

現時点では、地球温暖化防止についての特別な方針は定めておらず、実際の取組みは行っていない

特別な方針は定めていないが、可能な範囲で、地球温暖化防止のための取組みを行っている

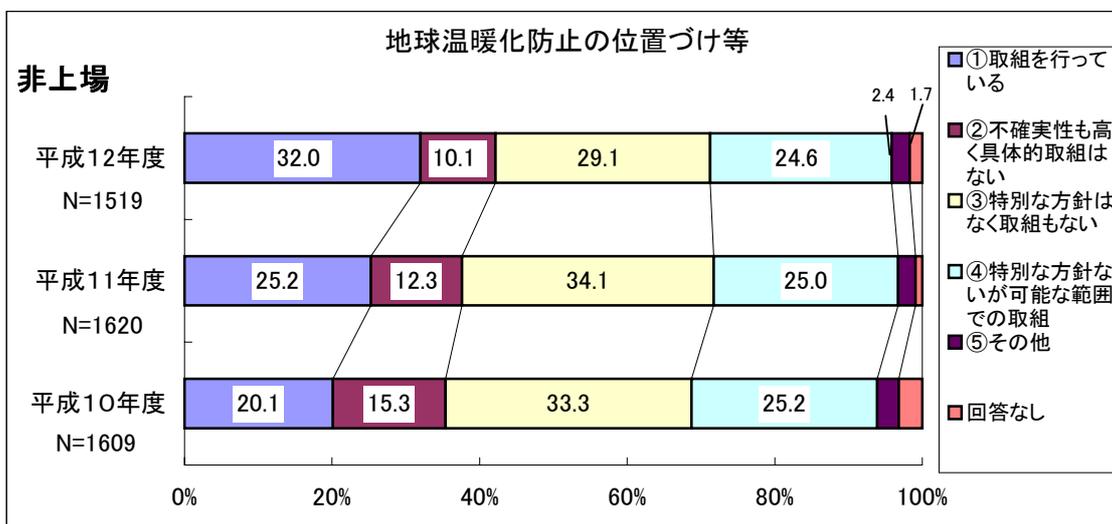
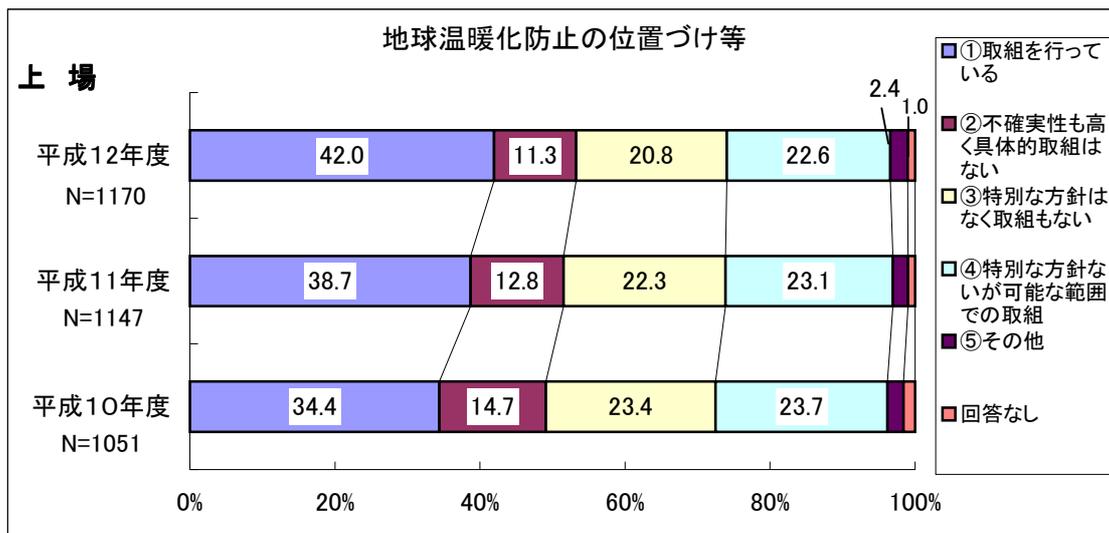
その他

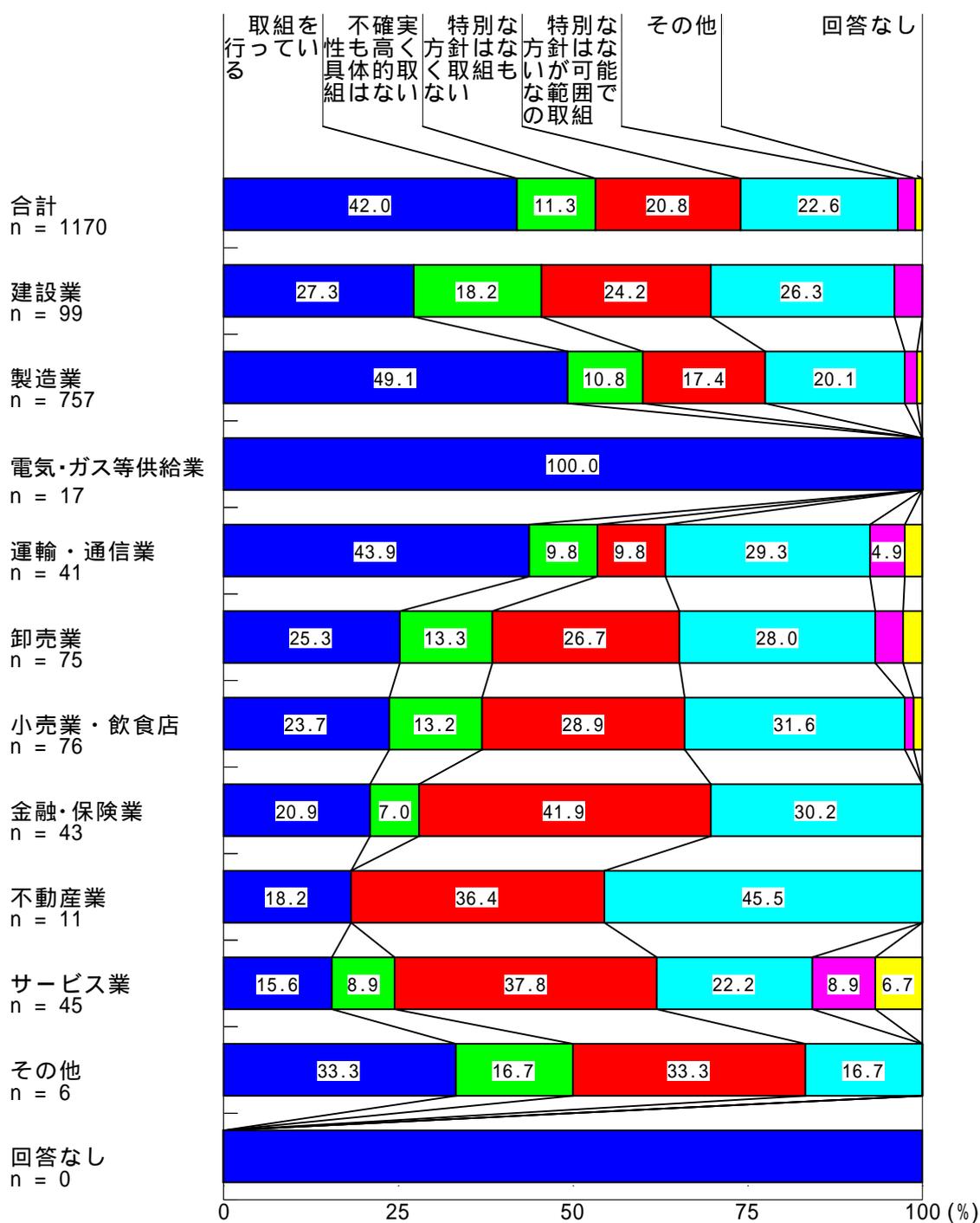
上場企業、非上場企業ともに、「重大な問題なので、できる限り地球温暖化の防止に努力するよう定め、実際に地球温暖化防止のための取組みを行っている」企業が42.0%、32.0%と最も多く、次いで上場企業では、「特別な方針は定めていないが、可能な範囲で、地球温暖化防止のための取組みを行っている」の22.6%などとなっており、非上場企業では「現時点では、地球温暖化防止についての特別な方針は定めておらず、実際の取組みは行っていない」企業が29.1%などとなっている。

昨年度と比べると、上場企業、非上場企業ともに、「重大な問題なので、できる限り地球温暖化の防止に努力するよう定め、実際に地球温暖化防止のための取組みを行っている」企業が3.3ポイント、6.8ポイント増加している。

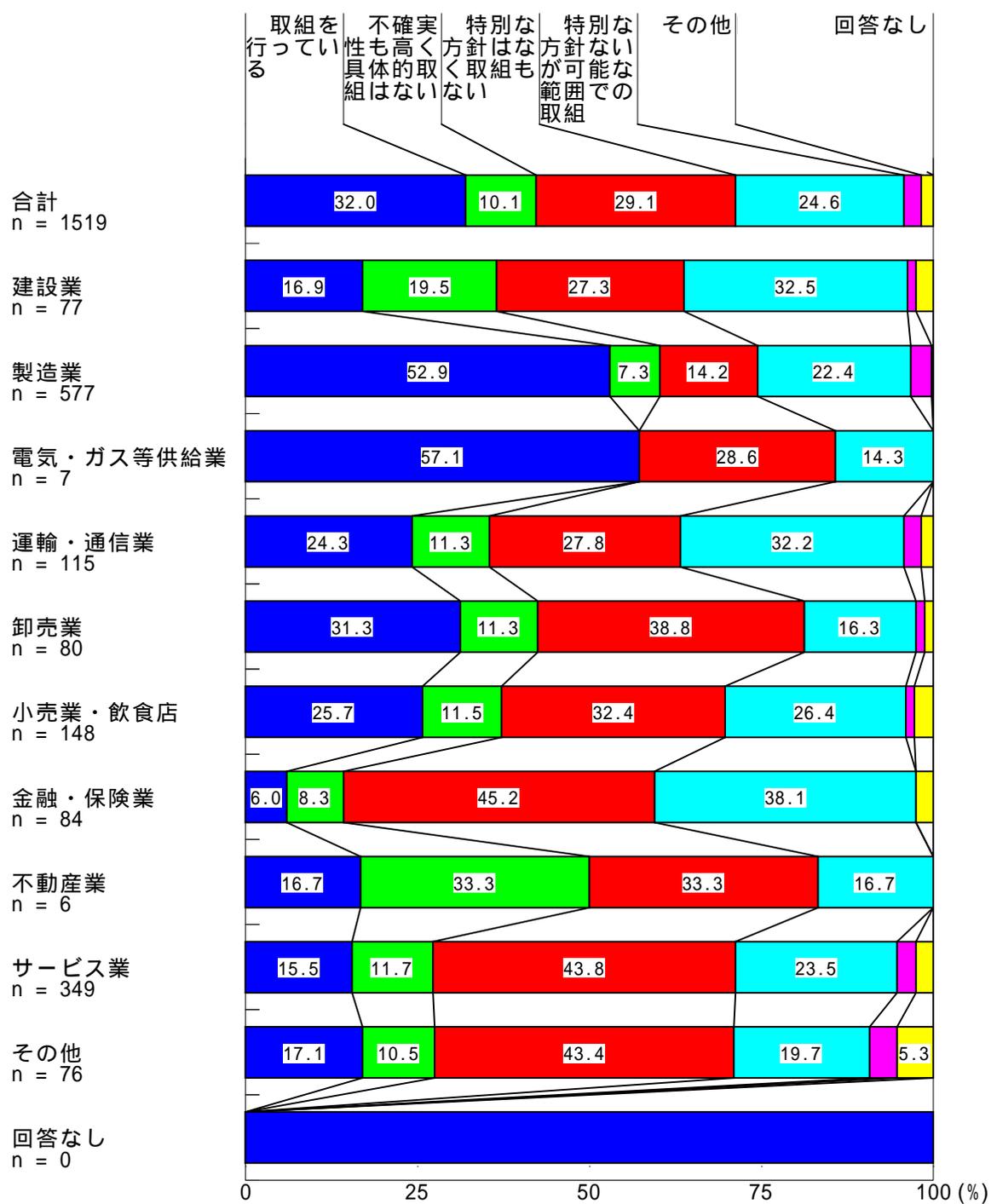
業種別にみると、「実際に地球温暖化防止のための取組みを行っている」企業は、上場企業、非上場企業ともに「電気・ガス等供給業」、「製造業」で割合が高くなっている。

売上高別にみると、上場企業、非上場企業ともに、売上高が大きい企業ほど、取り組んでいる企業の割合が高い傾向が見られる。

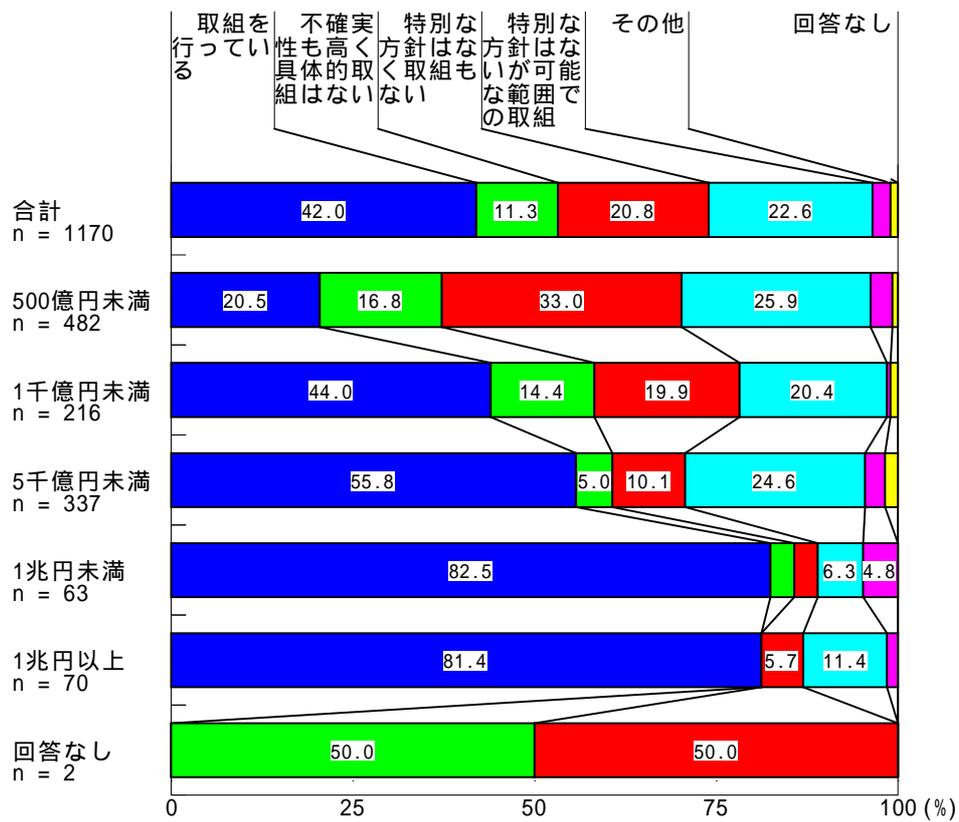




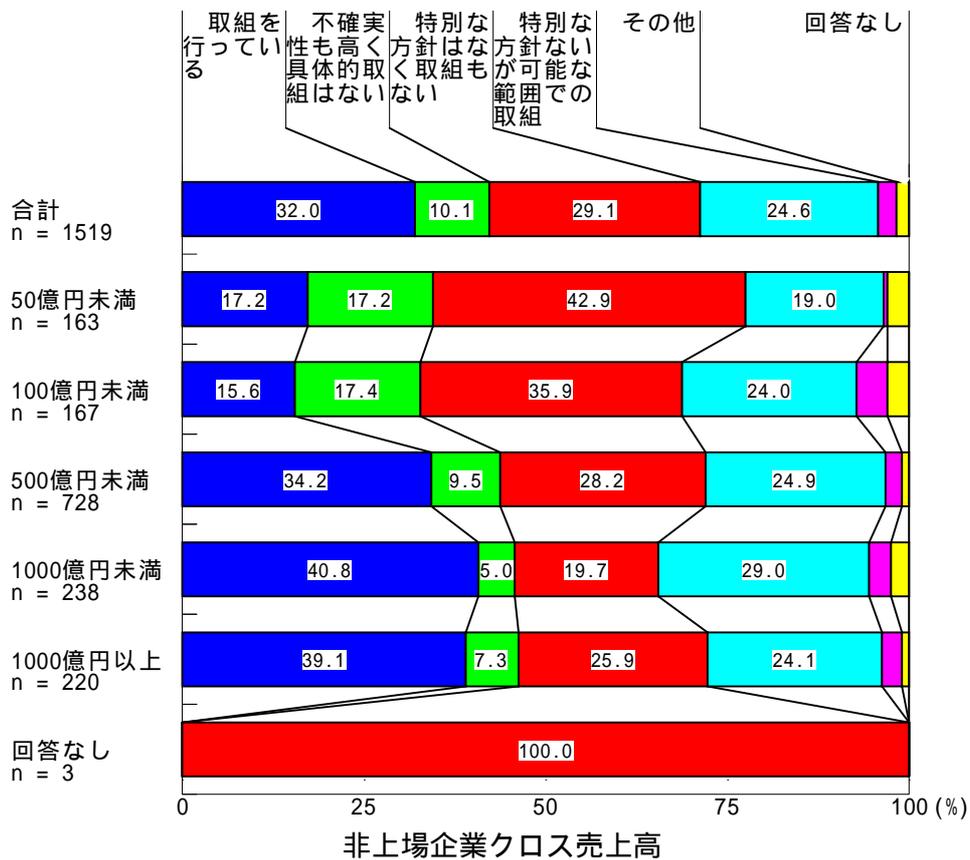
上場企業クロス業種



非上場企業クロス業種



上場企業クロス売上高



非上場企業クロス売上高

12 - 2 . 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、事業者や国民は環境負荷の低減に向けた行動をまず、自主的かつ積極的に進めるべきものとされており、事業者はその事業活動に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表するように努めなければならないと規定されています。この規定に対して、貴社はどのような対応をされていますか。

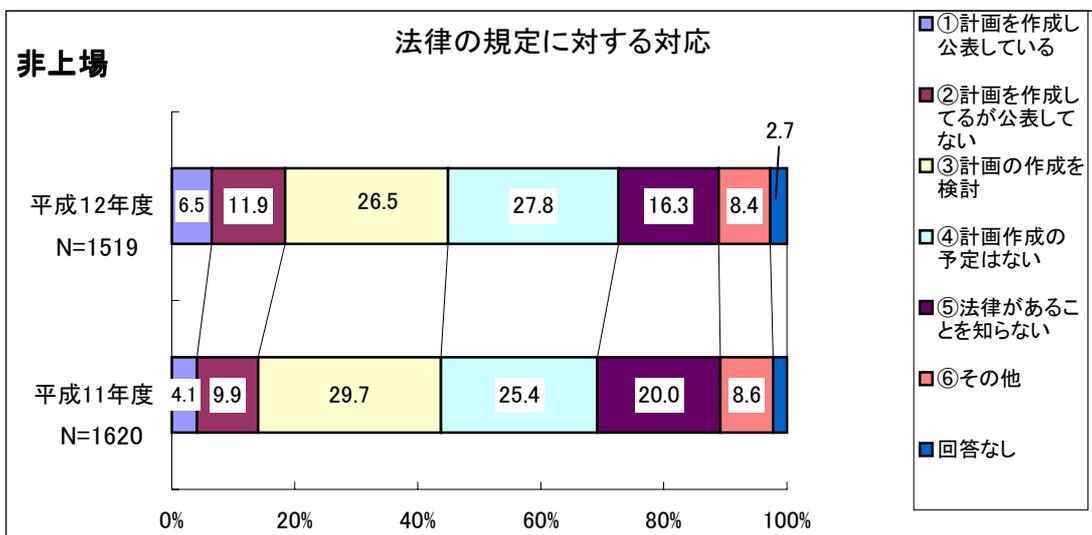
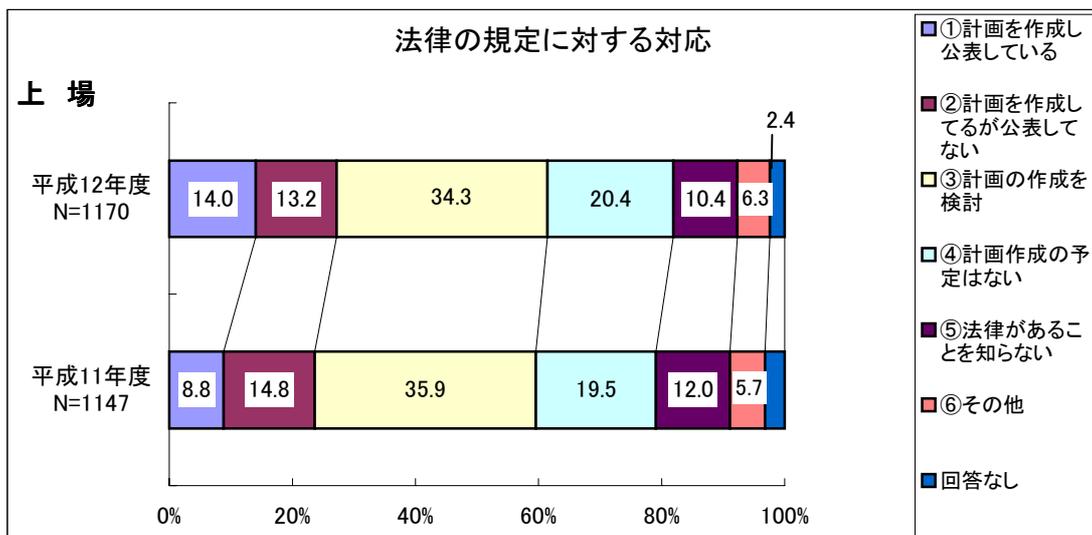
- 法の規定に基づいて、計画を作成し公表している
- 法の規定に基づいて、計画を作成しているが公表はしていない
- 法の規定に基づいた計画の作成を検討している
- 計画を作成する予定はない
- そのような法律があることを知らなかった
- その他

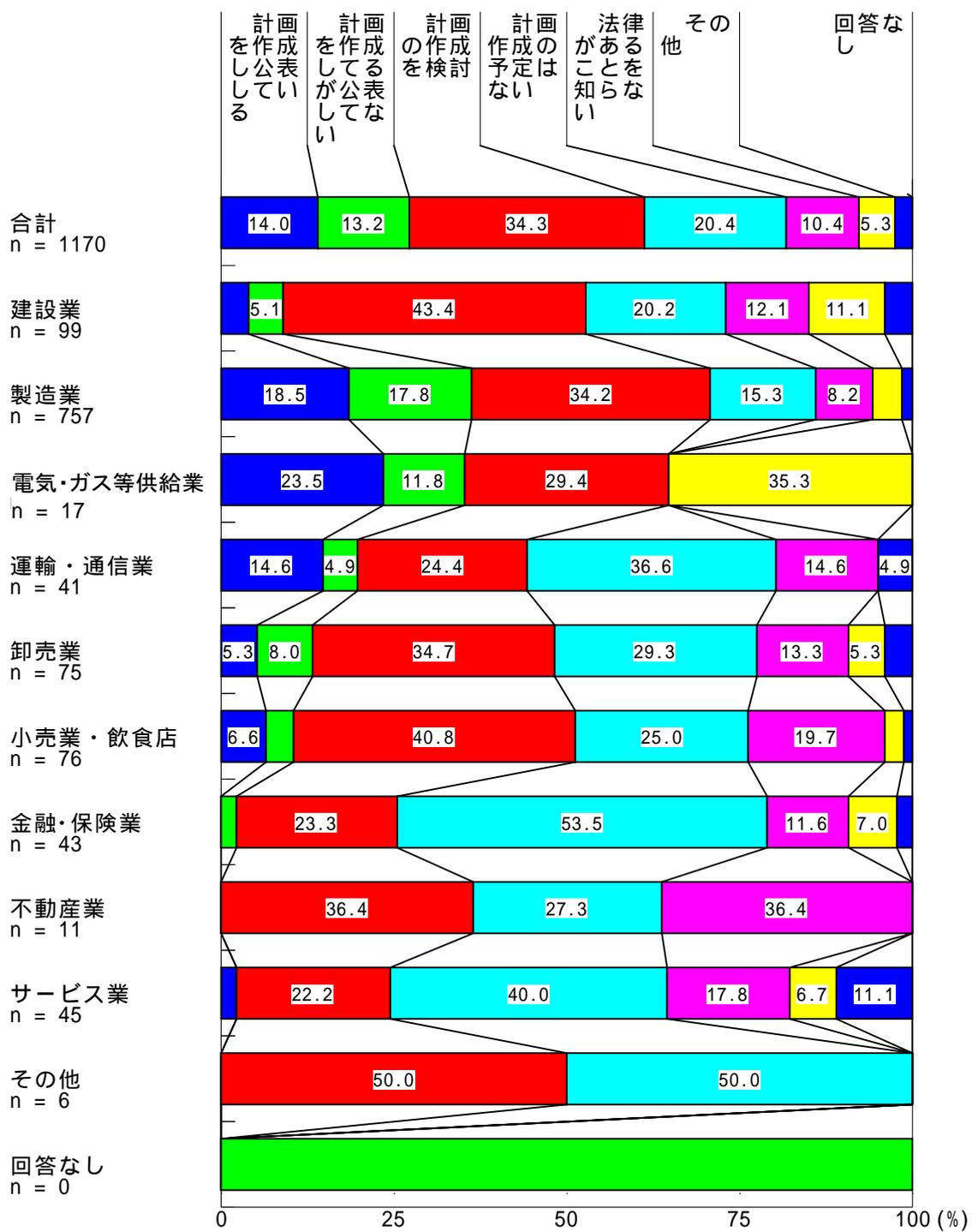
上場企業では、「法の規定に基づいた計画の作成を検討している」と回答した企業が34.3%と最も多く、次いで「計画を作成する予定はない」の20.4%などとなっており、非上場企業では、「計画を作成する予定はない」と回答した企業が27.8%と最も多く、次いで「法の規定に基づいた計画の作成を検討している」の26.5%などとなっている。「そのような法律があることを知らなかった」と回答した企業は、上場企業で10.4%、非上場企業で16.3%となっている。また、公表の有無に係わらず「計画を作成している」企業は、上場企業で27.2%、非上場企業で18.4%となっている。

昨年度と比べると、上場企業、非上場企業ともに、「法の規定に基づいて、計画を作成し公表している」と回答した企業がそれぞれ5.2ポイント、2.4ポイント増加している。

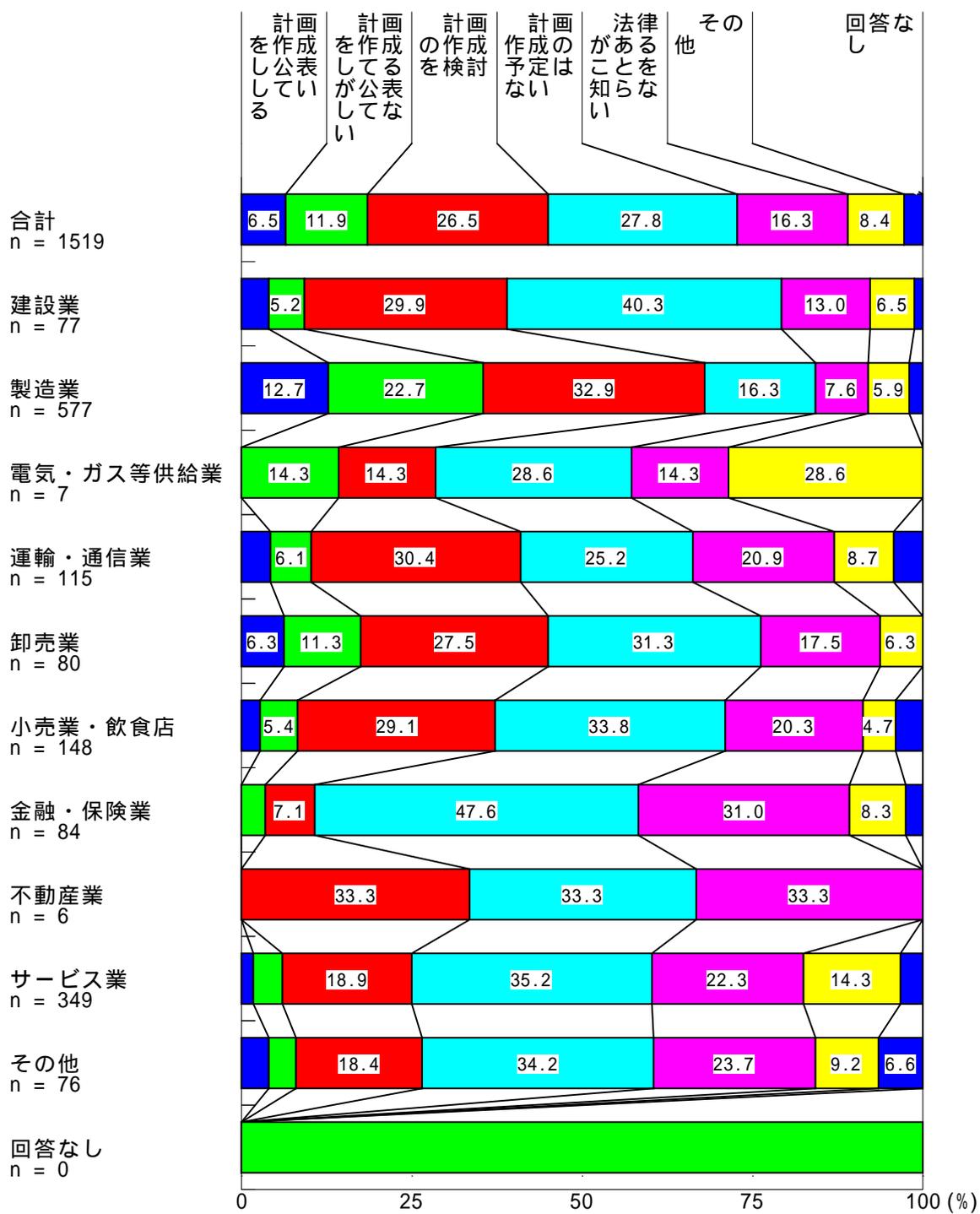
業種別にみると、「計画を作成し公表している」企業は、上場企業では「電気・ガス等供給業」「製造業」においてその割合が高く、非上場企業では「製造業」においてその割合が高い。

また、売上高別にみると、売上高の高い企業ほど「計画を作成し公表している」企業の割合が高い傾向が見られる。

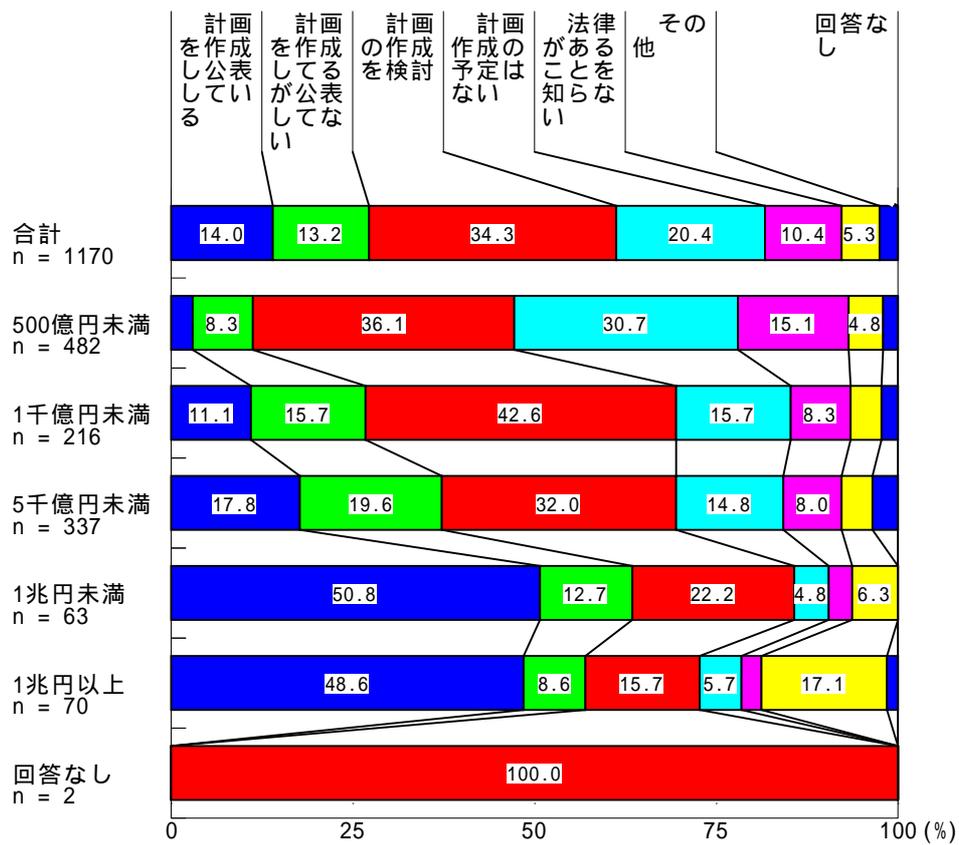




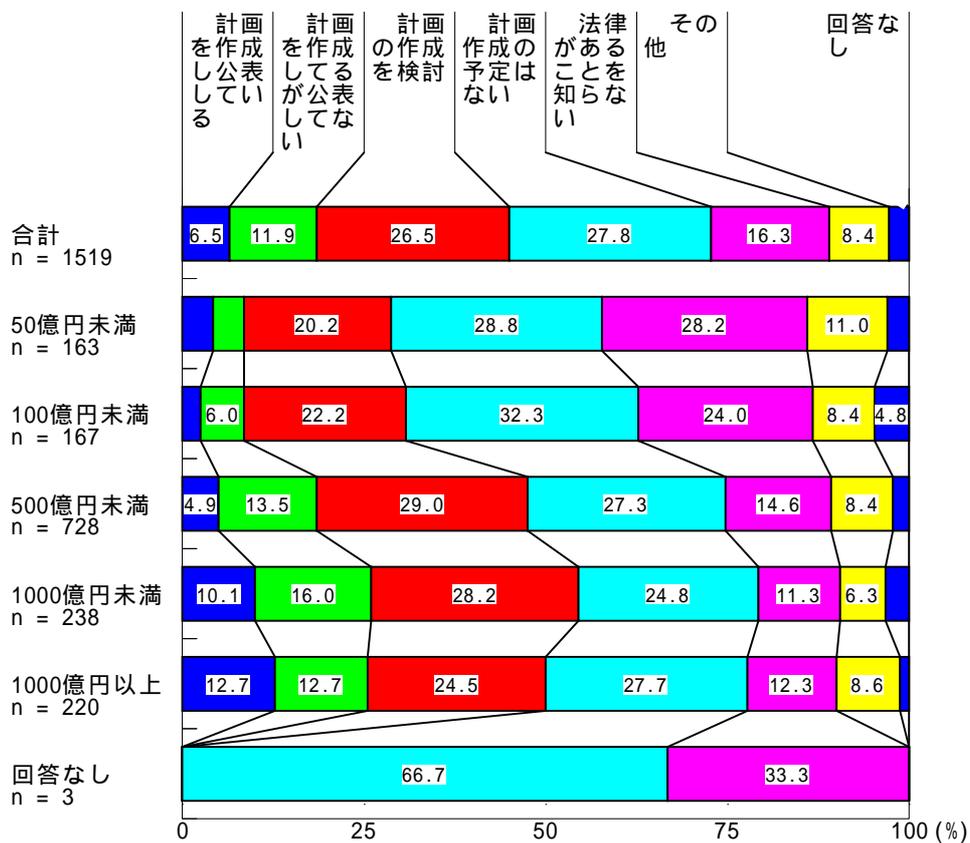
上場企業クロス業種



非上場企業クロス業種



上場企業クロス売上高



非上場企業クロス売上高

12-3. 貴社では、貴社の自主努力により、貴社自身の温室効果ガスの排出量を2008年～2012年に1990年比6%以上削減することが可能であると思いますか。

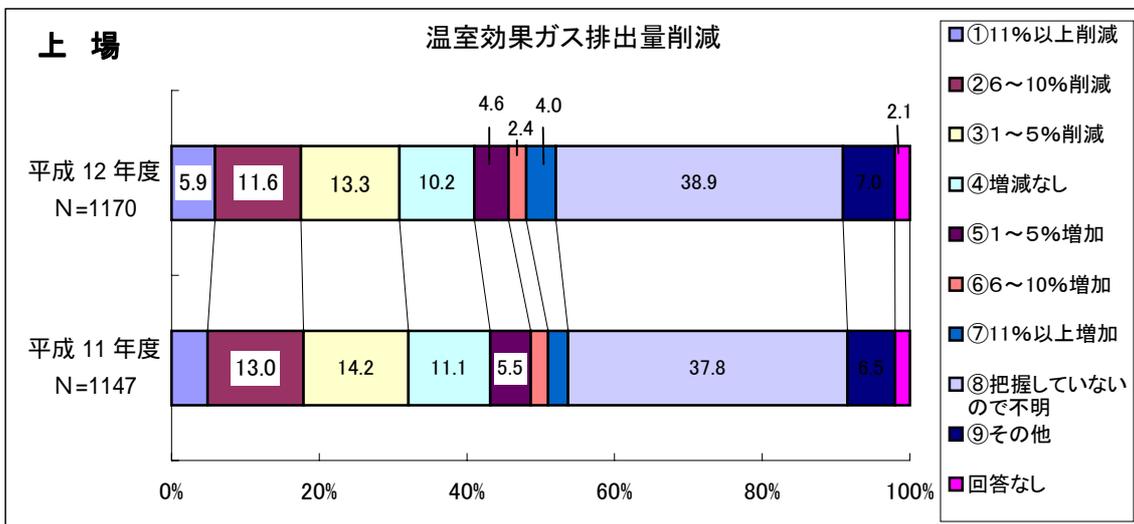
- 1990年レベルに比較して11%以上の削減が可能である (11% ~)
- 1990年レベルに比較して6～10%の削減が可能である (6 ~ 10%)
- 1990年レベルに比較して1～5%の削減が可能である (1 ~ 5%)
- 1990年レベルに比較してほとんど増減はない (± 0%)
- 1990年レベルに比較して1～5%の増加が見込まれる (+ 1 ~ + 5%)
- 1990年レベルに比較して6～10%の増加が見込まれる (+ 6 ~ + 10%)
- 1990年レベルに比較して11%以上の増加が見込まれる (+ 11% ~)
- 温室効果ガス排出量を把握していないのでわからない
- その他

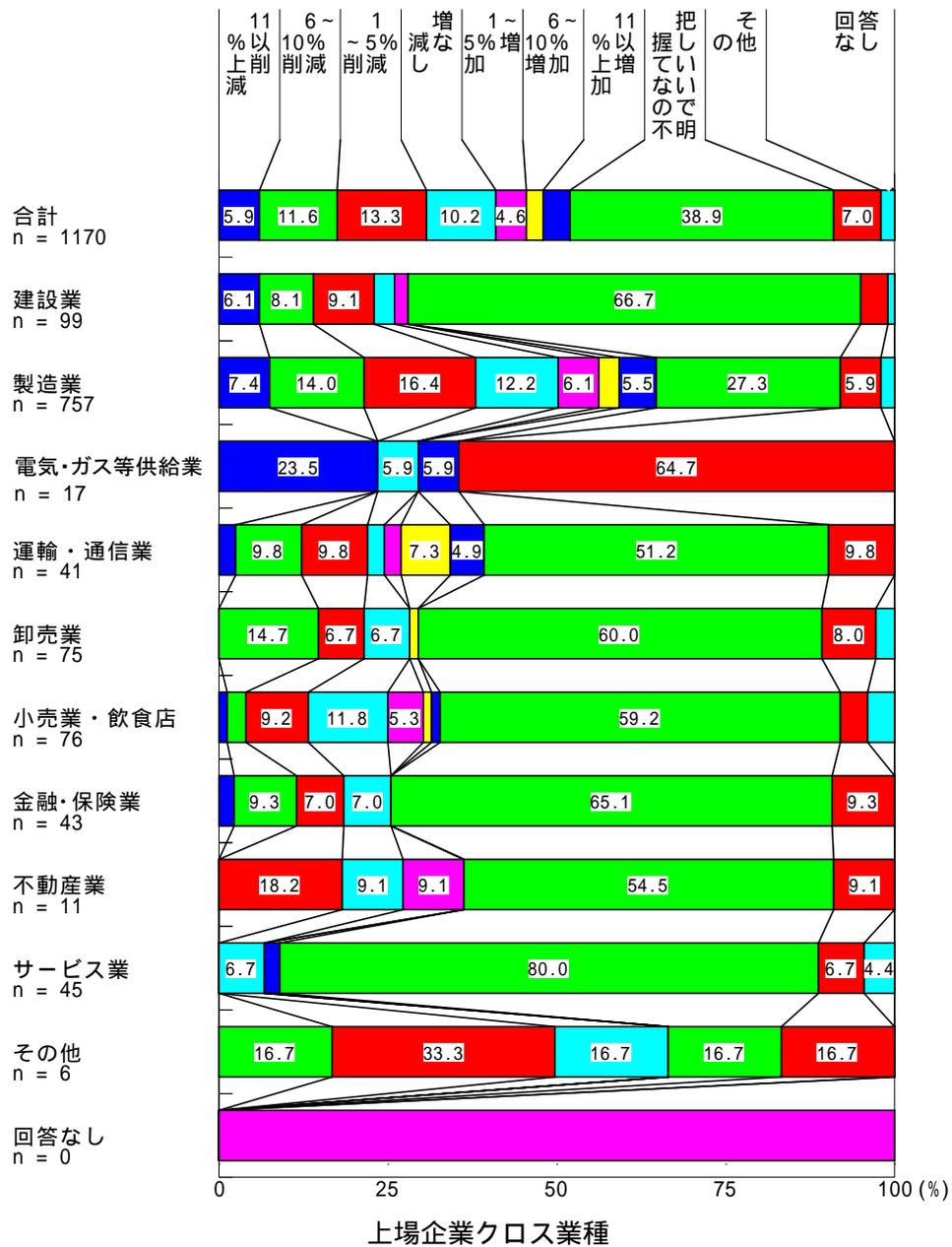
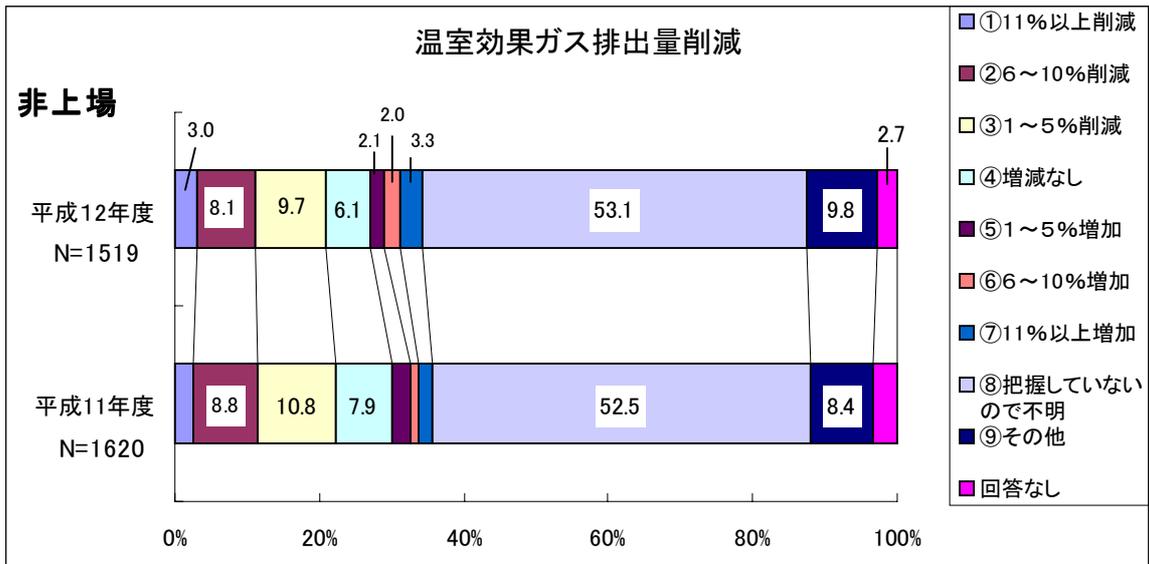
上場企業、非上場企業ともに、「温室効果ガス排出量を把握していないのでわからない」と回答した企業が、38.9%、53.1%と最も多く、次いで「1990年レベルに比較して1～5%の削減が可能である」の13.3%、9.7%、「1990年レベルに比較して6～10%の削減が可能である」の11.6%、8.1%などとなっている。全体としては、「1990年レベルに比較して削減が可能である」企業は、上場企業で30.8%、非上場企業で20.8%、「1990年レベルに比較して増加が見込まれる」企業は、上場企業で11.0%、非上場企業で7.4%と、削減が可能と考える企業の割合の方が高くなっている。

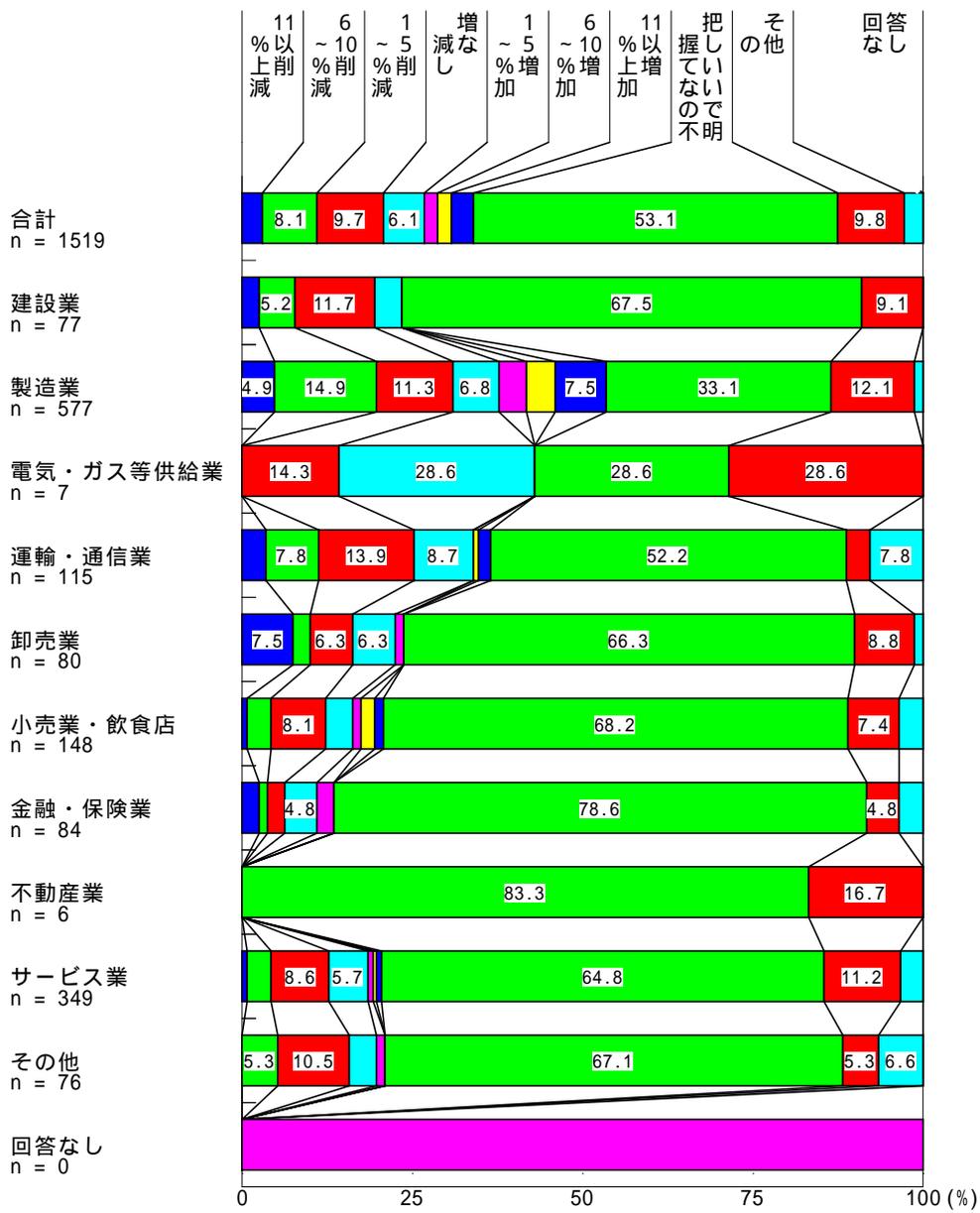
昨年度と比べると、上場企業、非上場企業ともに、全体として「1990年レベルに比較して削減が可能である」企業は、それぞれ1.3ポイント減少しており、「1990年レベルに比較して増加が見込まれる」企業は、上場企業で0.4ポイント、非上場企業で1.7ポイント増加している。

業種別にみると、「1990年レベルに比較して削減が可能である」企業は、上場企業では「電気・ガス等供給業」「製造業」においてその割合が高く、非上場企業においては「製造業」「運輸・通信業」において割合が高くなっている。

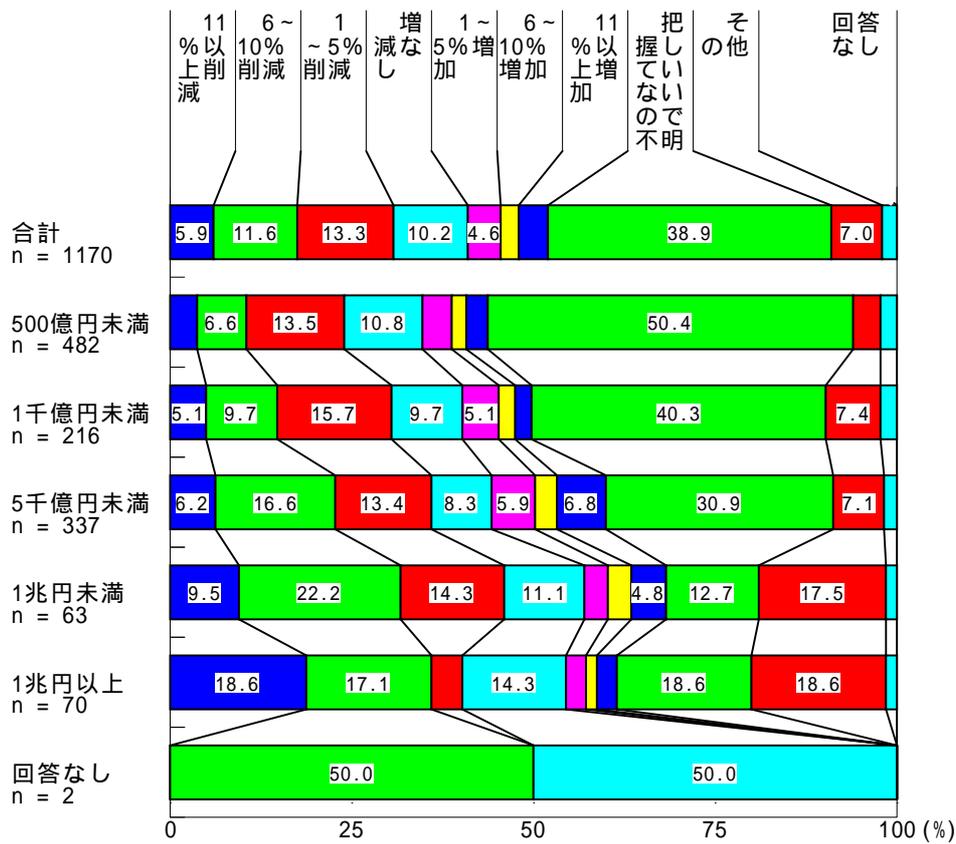
また、売上高別にみると、売上高の高い企業ほど「1990年レベルに比較して削減が可能である」企業の割合が高い傾向が見られる。



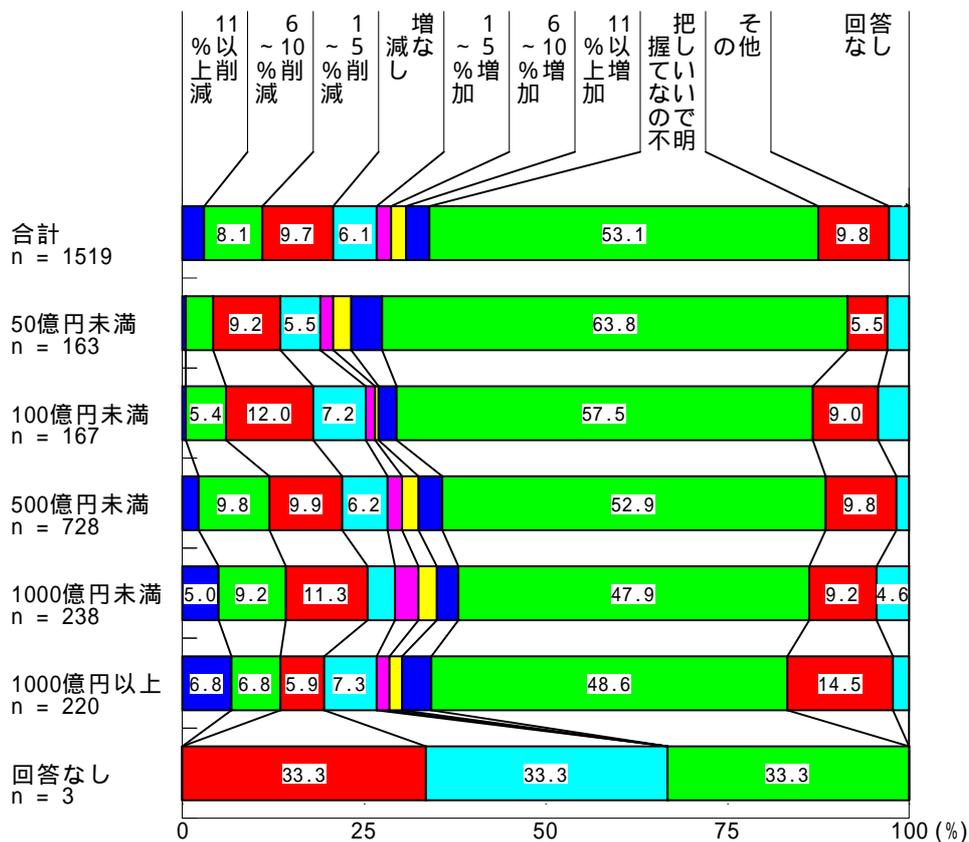




非上場企業クロス業種



上場企業クロス売上高



非上場企業クロス売上高

上場企業のみ

問12-3において に をした企業について、次の質問に回答してもらった。

12-4. 貴社では、どのような方法で削減、安定化を達成されますか。(複数回答可)

(1) 製造段階

- 現在の設備は特に交換せず、無駄をなくす
- 現在の設備を将来交換することによる
- 製造工程を効率化する
- 温室効果ガスの使用をやめる
- 生産量を減少させる
- その他

(2) 業務部門

- 日々の業務の中で省エネルギーに努める
- 設備の交換時に省エネルギータイプの機器を導入する
- 業務時間を短縮する
- その他

(3) 輸送部門

- 輸送効率を上げる
- より温室効果ガスの少ない輸送機関への転換(トラックから鉄道など)
- 同じ輸送機関でも単位当たりの排出量の少ないものへの転換(低公害車の導入など)
- 輸送回数の削減
- その他

製造段階では、「製造工程を効率化する」と回答した企業が68.3%と最も多く、次いで「現在の設備は特に交換せず、無駄をなくす」の42.7%、「現在の設備を将来交換することによる」の42.5%などとなっている。

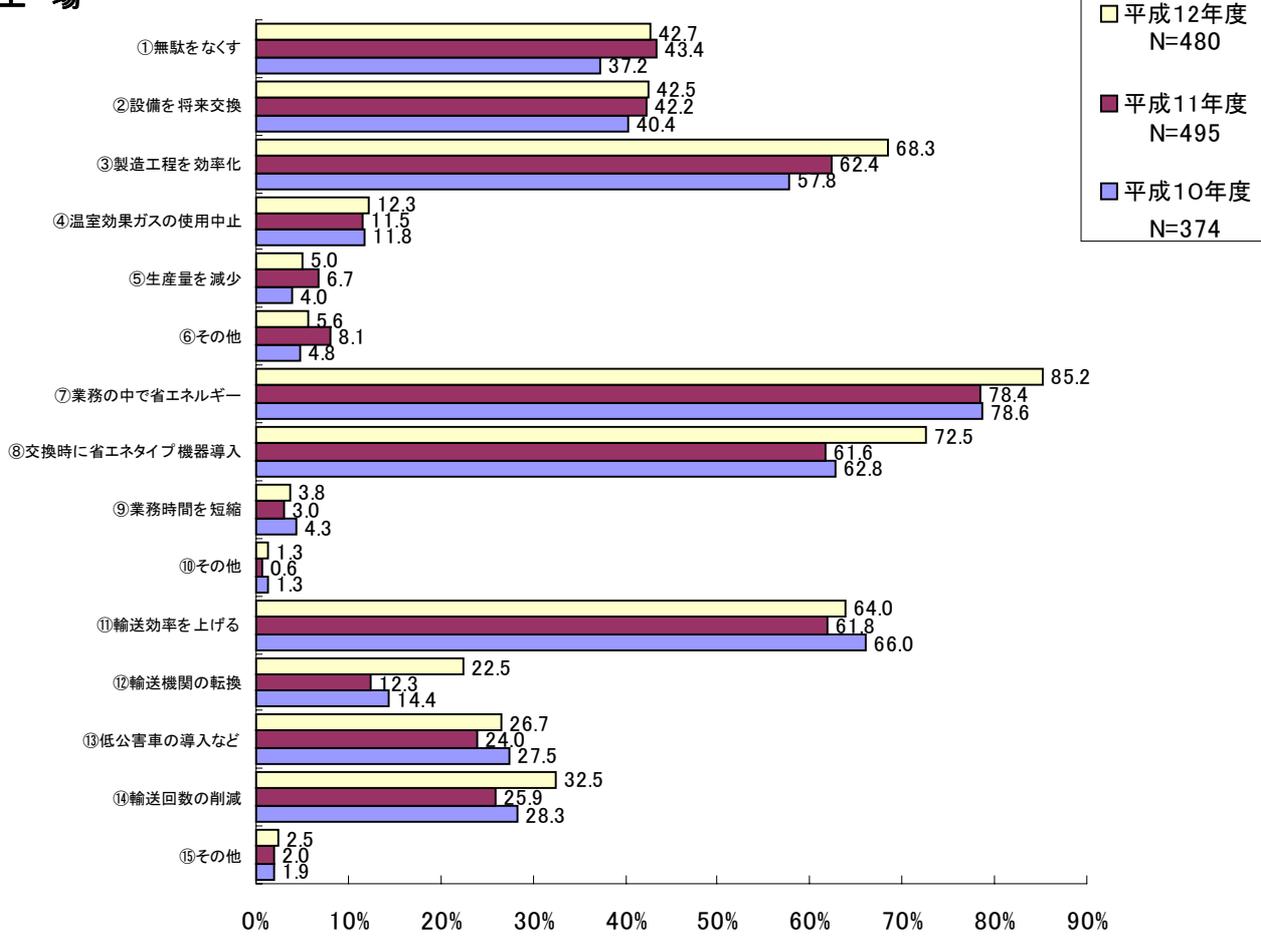
業務部門では、「日々の業務の中で省エネルギーに努める」と回答した企業が85.2%と最も多く、次いで「設備の交換時に省エネルギータイプの機器を導入する」の72.5%などとなっている。

輸送部門では、「輸送効率を上げる」と回答した企業が64.0%と最も多く、次いで「輸送回数の削減」の32.5%などとなっている。

昨年度と比べると、割合の高い項目の傾向は同様であるが、製造段階の「製造工程を効率化する」は5.9ポイント、業務部門の「日々の業務の中で省エネルギーに努める」は6.8ポイント、輸送部門の「輸送効率を上げる」は2.2ポイントそれぞれ増加している。

上場

削減、安定化の方法



上場企業のみ

問12-3において に をした企業について、次の質問に回答してもらった。

12-5. 貴社は、温室効果ガスの排出量を把握されていないわけですが、貴社のエネルギー消費量等から推測して、貴社では2008年時点で、1990年に比較して温室効果ガスの排出量はどのようであると予測できますか。

省エネ等の取組みを行い、エネルギー消費量等は減少しているのに、温室効果ガスの排出量は1990年比6%以上削減されるであろうと予測できる

省エネ等の取組みを行い、エネルギー消費量等は減少しているのに、温室効果ガスの排出量は1990年レベルとほぼ同じ程度であろうと予測できる

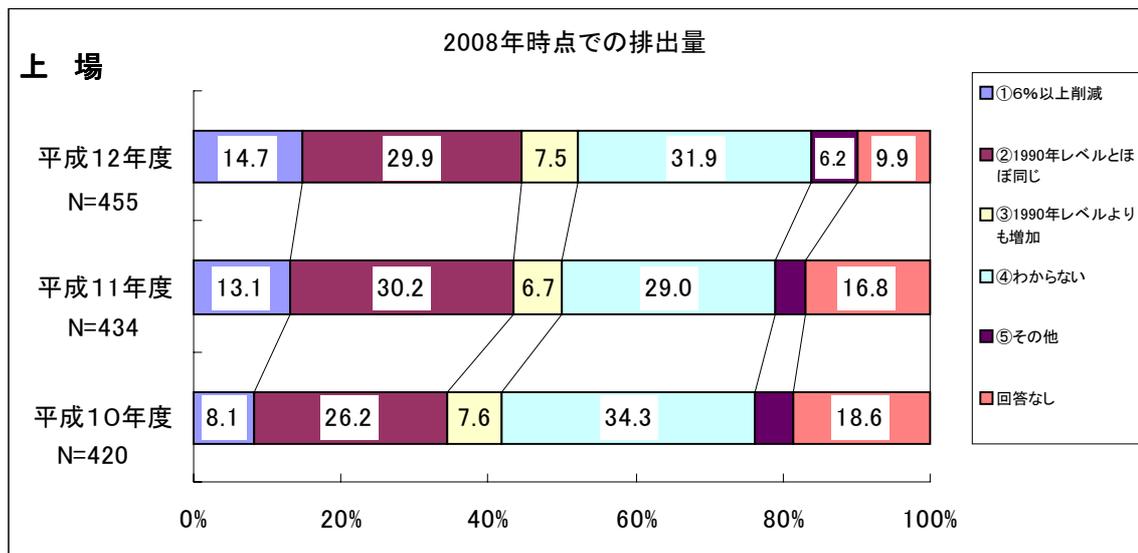
特別な取組みは行っておらず、エネルギー消費量も増加しているのに、温室効果ガスの排出量は1990年レベルよりも増加すると予測できる

わからない

その他

「わからない」と回答した企業が31.9%と最も多く、次いで「省エネ等の取組みを行い、エネルギー消費量等は減少しているのに、温室効果ガスの排出量は1990年レベルとほぼ同じ程度であろうと予測できる」の29.9%、「省エネ等の取組みを行い、エネルギー消費量等は減少しているのに、温室効果ガスの排出量は6%以上削減されるであろうと予測できる」の14.7%などとなっている。

昨年度と比べると、割合の高い項目の傾向は同じであるが、その中で「省エネ等の取組みを行い、エネルギー消費量等は減少しているのに、温室効果ガスの排出量は1990年比6%以上削減されるであろうと予測できる」企業が1.6ポイント増加している一方で、「特別な取組みは行っておらず、エネルギー消費量も増加しているのに、温室効果ガスの排出量は1990年レベルよりも増加すると予測できる」も0.8ポイント増加している。

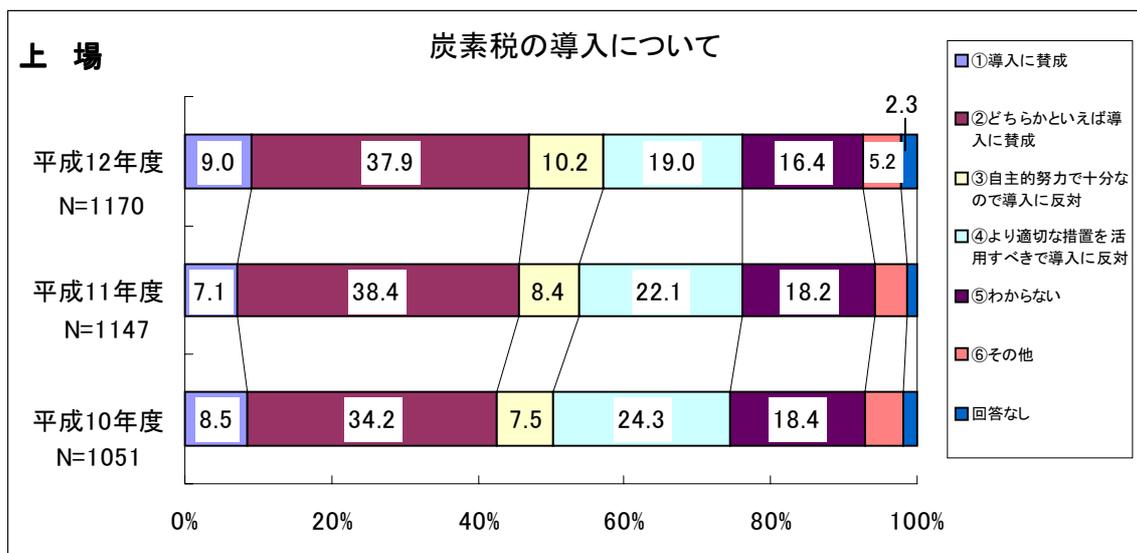


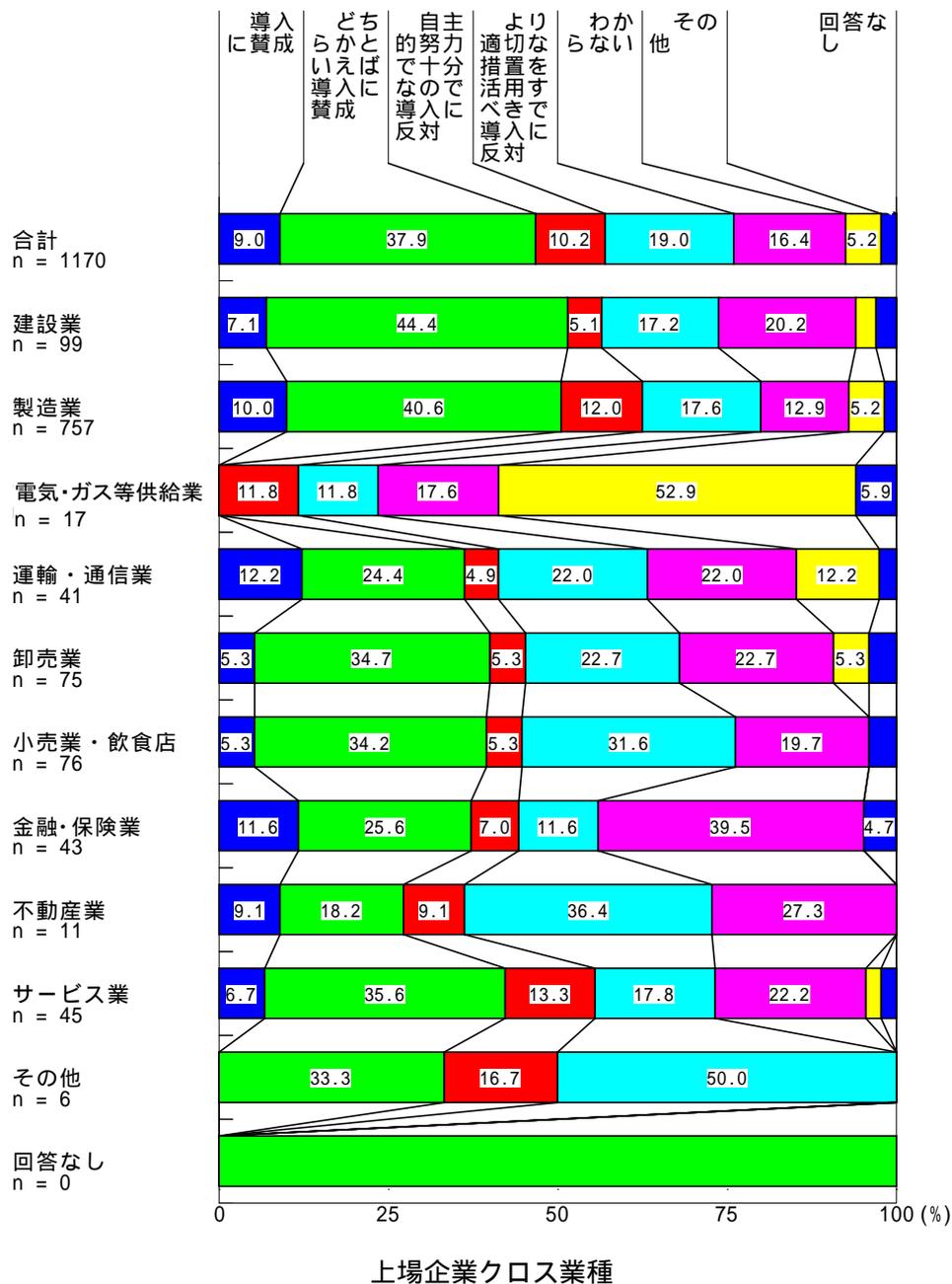
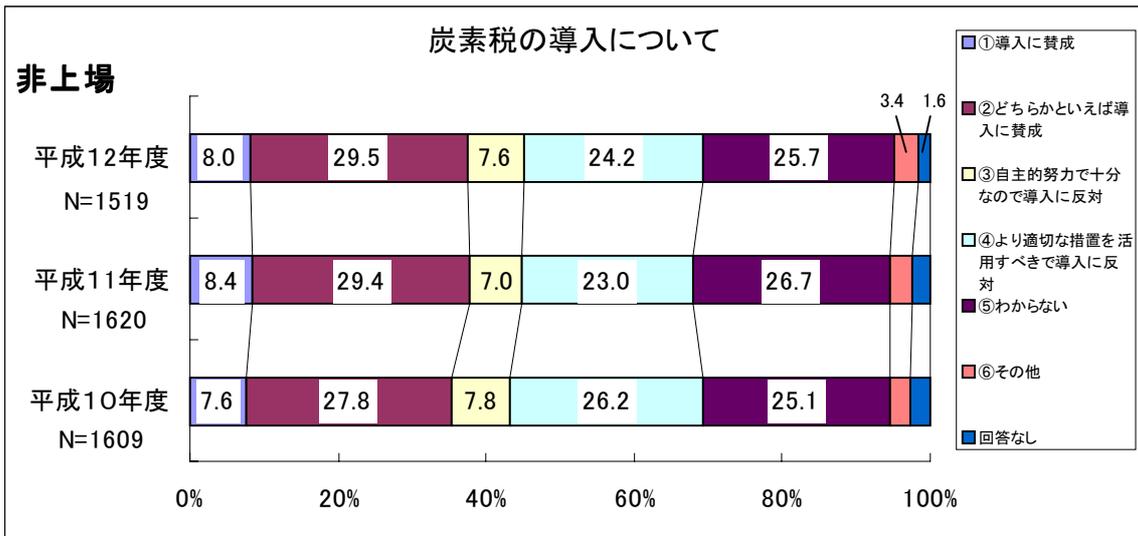
- 12 - 6 . 地球温暖化を防止するために、炭素税の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか。
- 自主的努力だけでは、排出の抑制は困難なので、炭素税の導入に賛成である（またはやむを得ないと思う）
 - 自主的努力だけでは、排出の抑制は困難なので、内容次第ではあるが、どちらかといえば炭素税の導入に賛成である
 - 自主的努力だけで十分であると思うので炭素税の導入には反対である
 - 炭素税よりも規制的な措置を活用すべきであると思うので、炭素税の導入には反対である
 - わからない
 - その他

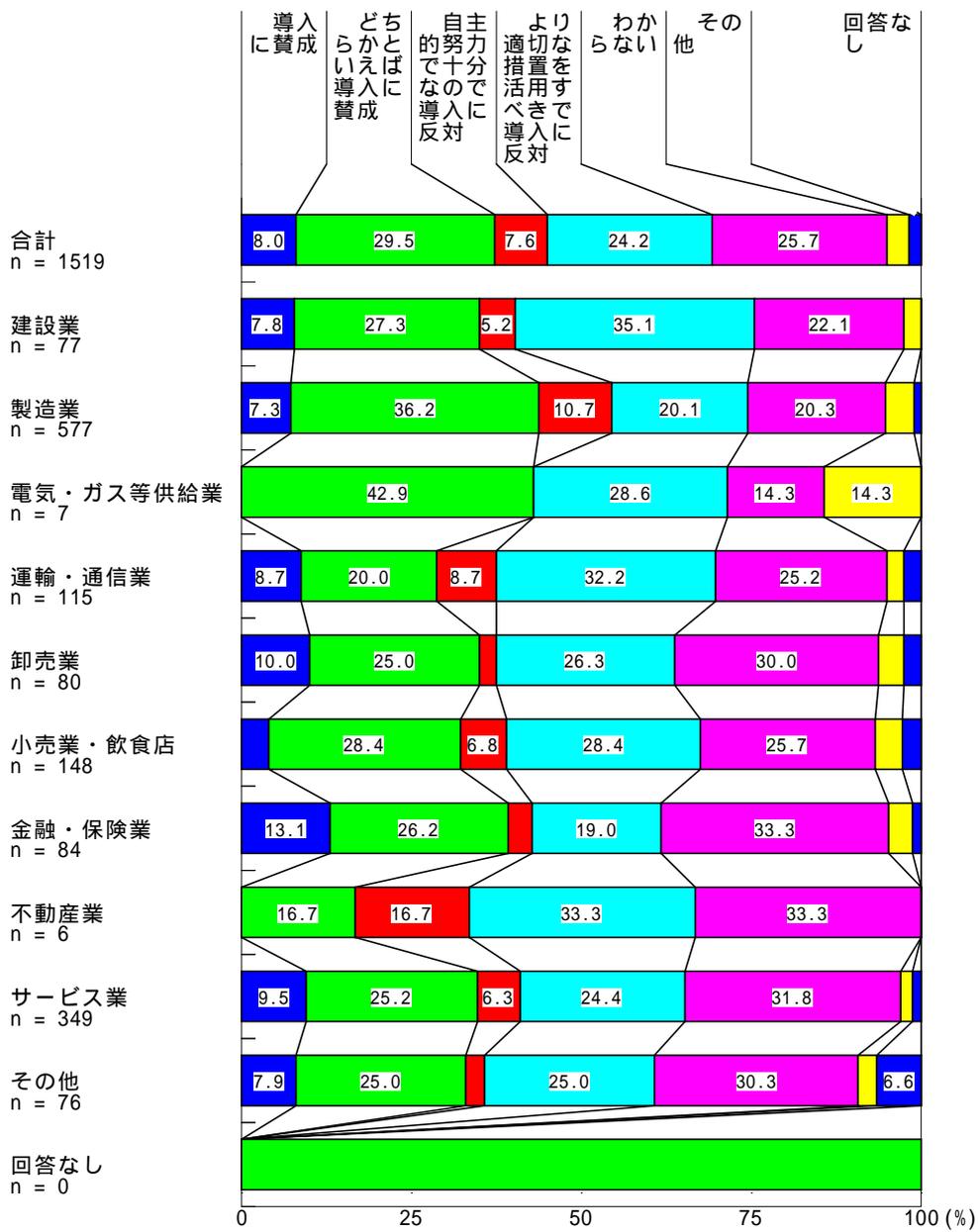
上場企業、非上場企業ともに、「自主的努力だけでは、排出の抑制は困難なので、内容次第ではあるが、どちらかといえば炭素税の導入に賛成である」と回答した企業が37.9%、29.5%と最も多く、次いで上場企業では「炭素税よりも規制的な措置を活用すべきであると思うので、炭素税の導入には反対である」の19.0%、「わからない」の16.4%、非上場企業では「わからない」の25.7%、「炭素税よりも規制的な措置を活用すべきであると思うので、炭素税の導入には反対である」の24.2%などとなっており、「導入に賛成」の企業は、上場企業で46.9%、非上場企業で37.5%、「導入に反対」は、上場企業で29.2%、非上場企業で31.8%などとなっている。

昨年度と比べると、「導入に賛成」の企業は、上場企業で1.4ポイント増加し、非上場企業で0.3ポイント減少した。また、「導入に反対」は、上場企業で1.3ポイント減少し、非上場企業で1.8ポイント増加した。

業種別にみると、炭素税の導入に「賛成又はどちらかといえば賛成」と回答した企業は、上場企業では「建設業」、非上場企業では「製造業」の割合が高い。







非上場企業クロス業種

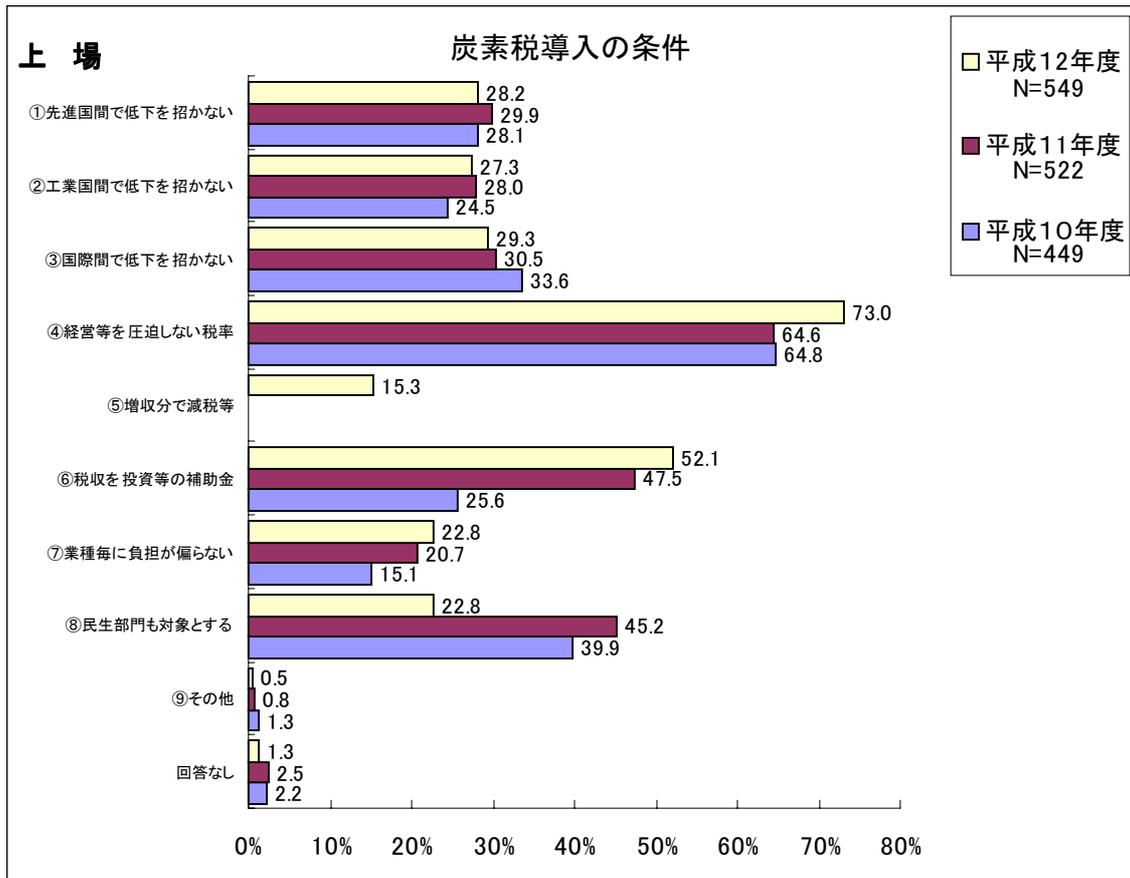
上場企業のみ

問12-6において 又は に をした企業について、次の質問に回答してもらった。

- 12-7. どのような内容又は条件が満たされれば、炭素税の導入に賛成できると考えられますか。
(3つ選択)
- 我が国だけでなく、他の先進国も協調して炭素税を導入することにより、先進国間での経済競争力の低下を招かないこと
 - 先進国だけでなく、中進国も含めて協調して炭素税を導入することにより、工業国間での経済力競争の低下を招かないこと
 - 発展途上国も含めた世界全体で協調して炭素税を導入することにより、国際間での経済競争力の低下を招かないこと
 - 過度に企業の経営や経済成長を圧迫しない税率であること
 - 炭素税の税収による増収分で、他の税の減税や社会保険の引き下げ等が行われること
 - 炭素税の税収を企業の温暖化防止のための投資等の補助金として用いること
 - エネルギー多消費産業に軽減措置を設けるなど業種毎に過度に負担が偏らないようにすること
 - 産業部門だけでなく、民生部門(家庭、商業、オフィスビル等)も例外なく対象とすること
 - その他

「過度に企業の経営や経済成長を圧迫しない税率であること」と回答した企業が73.0%と最も多く、次いで「炭素税の税収を企業の温暖化防止のための投資等の補助金として用いること」の52.1%、「発展途上国も含めた世界全体で協調して炭素税を導入することにより、国際間での経済競争力の低下を招かないこと」の29.3%などとなっている。

昨年度と比べると、「産業部門だけでなく、民生部門も例外なく対象とすること」が22.4ポイントと大幅に減少し、「過度に企業の経営や経済成長を圧迫しない税率であること」は8.4ポイント増加している。

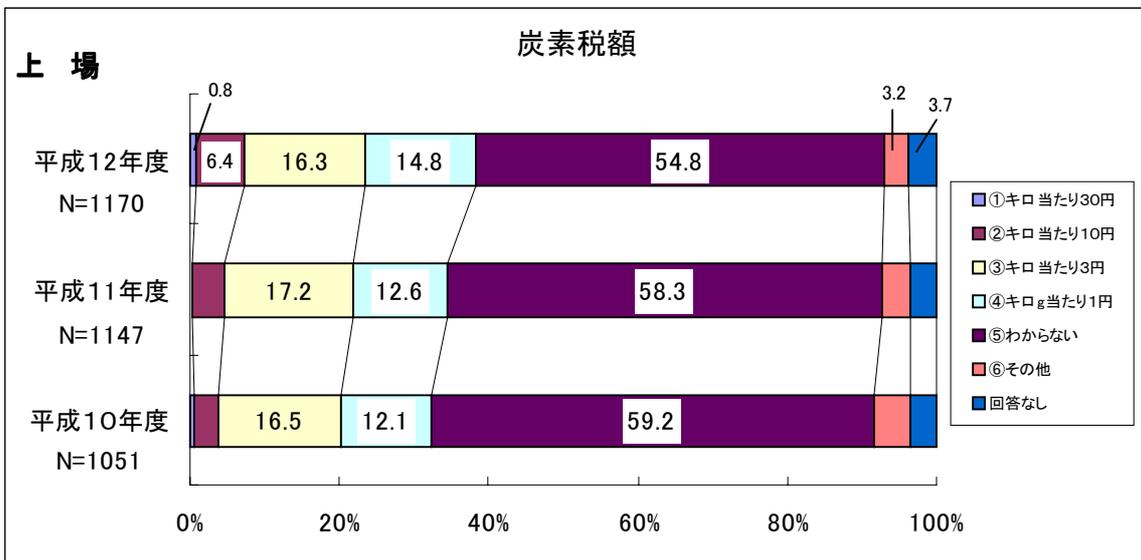


上場企業のみ

12 - 8 . 仮に炭素税を導入する場合、どの程度であれば適当であると考えますか
 炭素 1 kg 当たり 3 0 円程度 (ガソリン換算で 1 ㊦ 当たり 2 0 円程度)
 炭素 1 kg 当たり 1 0 円程度 (ガソリン換算で 1 ㊦ 当たり 6 円程度)
 炭素 1 kg 当たり 3 円程度 (ガソリン換算で 1 ㊦ 当たり 2 円程度)
 炭素 1 kg 当たり 1 円程度 (ガソリン換算で 1 ㊦ 当たり 0 . 6 円程度)
 わからない
 その他

「わからない」と回答した企業が 5 4 . 8 % と最も多く、次いで「炭素 1 k g 当たり 3 円程度 (ガソリン換算で 1 ㊦ 2 円程度)」の 1 6 . 3 %、「炭素 1 k g 当たり 1 円程度 (ガソリン換算で 1 ㊦ 0 . 6 円程度)」の 1 4 . 8 % などとなっている。

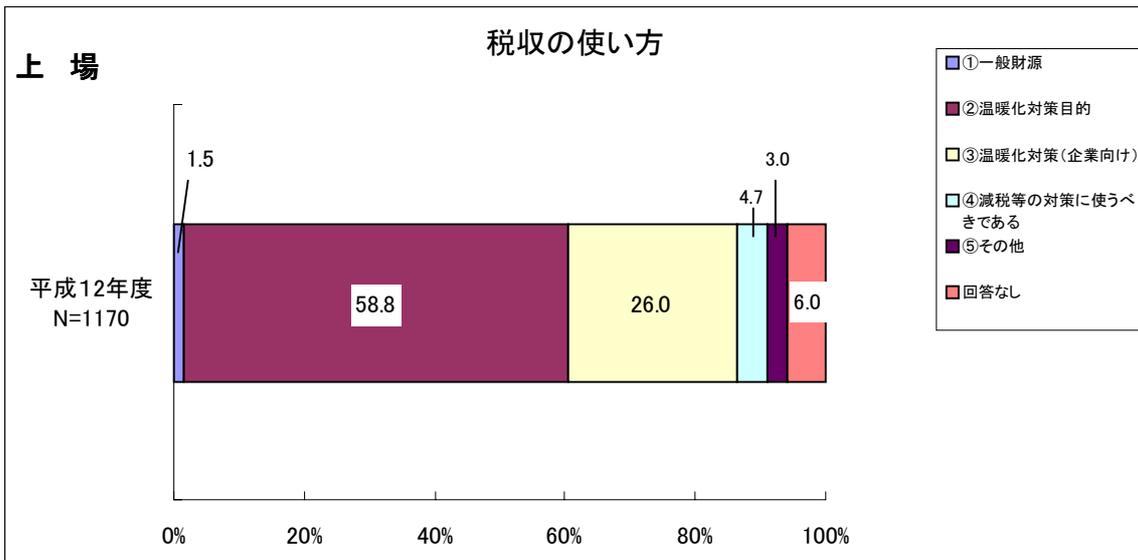
昨年度と比べると、割合の高い項目の傾向は同じである。



上場企業のみ

12-9. 炭素税を導入した場合に税収はどう使うべきと考えますか。
一般財源とするべきである
温暖化対策（植林等を含めて社会全体に還元される）のために使うべきである
温暖化対策の中でも特に企業向けの省エネルギー投資の促進のために使うべきである
減税又は社会保障負担の軽減などの対策に使うべきである
その他

「温暖化対策のために使うべきである」と回答した企業が58.8%と最も多く、次いで「温暖化対策の中でも特に企業向けの省エネルギー投資の促進のために使うべきである」の26.0%、「減税又は社会保障負担の軽減などの対策に使うべきである」の4.7%などとなっている。



12 - 10 . 地球温暖化を防止するために、「国内排出量取引制度」の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか。

排出削減を進めれば、国内排出量取引制度により、相当の利益が得られることから、国内排出量取引制度の導入に賛成である

排出削減を進めれば、国内排出量取引により、利益を得られる可能性もあることから、内容次第ではあるが、国内排出量取引制度の導入に賛成である（又はやむを得ないと思う）

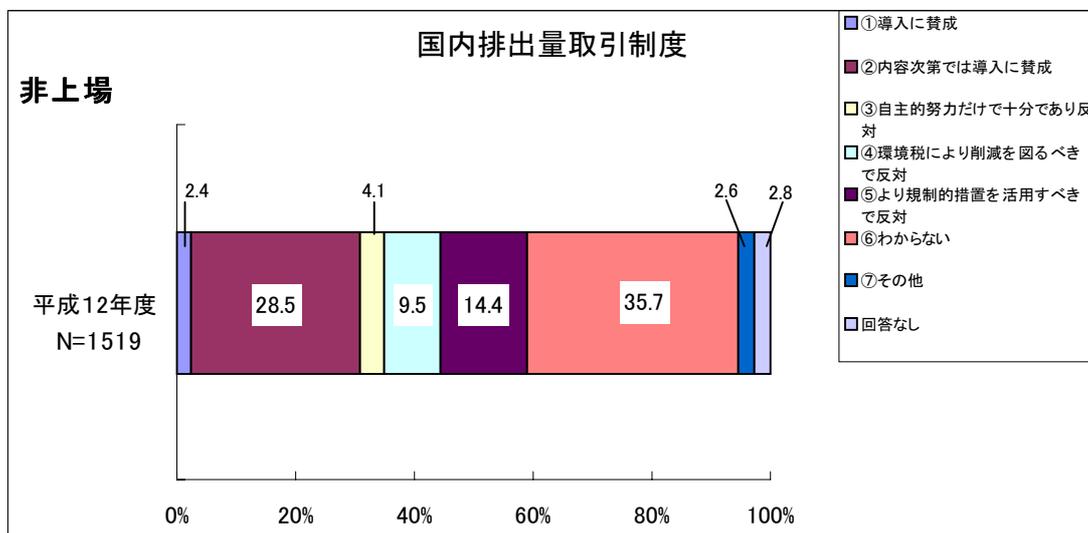
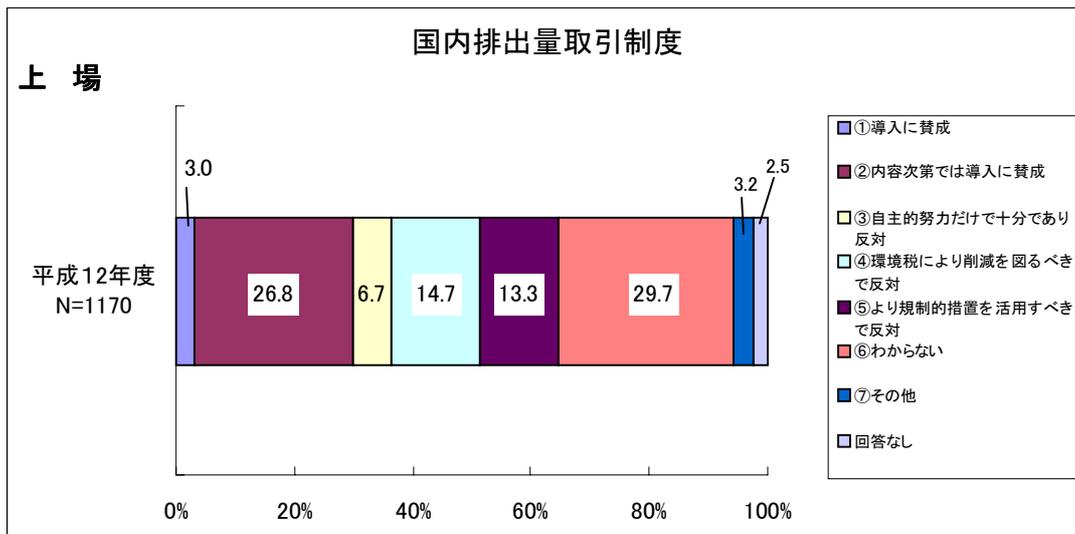
自主的努力だけで十分であり、また、国内排出量取引による利益が見込まれないことから、国内排出量取引の制度の導入には反対である

幅広い主体を対象にできる環境税により削減を図るべきであり、排出量に上限を設ける排出量取引制度の導入には反対である

排出量取引制度よりは規制的措施を活用すべきであると思うので、排出量取引制度の導入には反対である
わからない

その他

上場企業、非上場企業ともに、「わからない」が29.7%、35.7%と最も多く、次いで「排出削減を進めれば、国内排出量取引により、利益を得られる可能性もあることから、内容次第ではあるが、国内排出量取引制度の導入に賛成である」の26.8%、28.5%、上場企業で「幅広い主体を対象にできる環境税により削減を図るべきであり、排出量に上限を設ける排出量取引制度の導入には反対である」の14.7%、非上場企業で「排出量取引制度よりは規制的措施を活用すべきであると思うので、排出量取引制度の導入には反対である」の14.4%などとなっている。「導入に賛成である」企業は、上場企業で29.8%、非上場企業で30.9%、「導入には反対である」企業は、上場企業で34.7%、非上場企業で28.0%となっている。



問12-10において または に をした企業について、次の質問に回答してもらった。

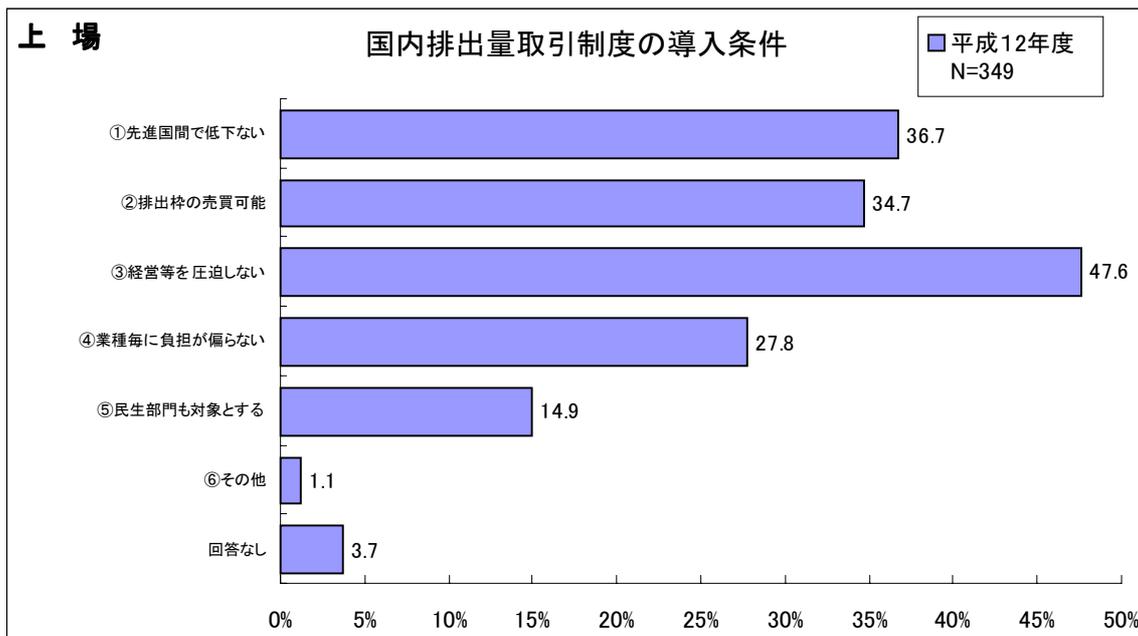
上場企業のみ

12-11. どのような内容又は条件が満たされれば国内排出量取引導入に賛成できると考えられますか。

(2つ選択)

- 我が国だけでなく、他の先進国も協調して国内排出量取引制度を導入することにより、先進国間での経済競争力の低下を招かないこと
- 国際排出量取引が行われる国際市場とのリンクがあり、国際市場における排出枠の購入・売却が可能であること
- 過度に企業の経営や経済成長を圧迫しないこと
- エネルギー多消費産業の排出枠の交付に配慮するなど、業種毎に過度に負担が偏らないようにすること
- 産業部門だけでなく、民生部門(家庭、商業、オフィスビル等)も例外なく制度の対象とすること
- その他

「過度に企業の経営や経済成長を圧迫しないこと」と回答した企業が47.6%と最も多く、次いで「我が国だけでなく、他の先進国も協調して国内排出量取引制度を導入することにより、先進国間での経済競争力の低下を招かないこと」の36.7%、「国際排出量取引が行われる国際市場とのリンクがあり、国際市場における排出枠の購入・売却が可能であること」の34.7%などとなっている。



上場企業のみ

12 - 12 . 仮に排出量取引制度を導入するとした場合、経営を圧迫せず、かつ温室効果ガスの排出抑制に努力するインセンティブとなるためには、貴社は、どの程度の排出枠であれば適当であると考えられますか。

- 1990年排出量の6%減
- 1990年排出量の4%減
- 1990年排出量の2%減
- 1990年排出量と同水準(±0%)
- 1990年排出量の2%増
- わからない
- その他

「わからない」と回答した企業が53.8%と最も多く、次いで「1990年排出量と同水準」の13.8%、「1990年排出量の2%減」の8.0%などとなっている。

